

令和 8 年

西条市議会第 3 回 3 月定例会提出議案書

(その 2)

西 条 市

目 次

議案第 29 号 西条市特別職職員の給与に関する条例の特例に
関する条例について 1

議案第 29 号

西条市特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例について

西条市特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 18 日提出

西条市長 高橋 敏 明

西条市特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市長の受ける給料の月額についての特例を定めるものとする。

(給料の額)

第2条 市長の給料の月額は、令和8年4月分から同年9月分までに限り、西条市特別職職員の給与に関する条例（平成16年西条市条例第39号）第3条の規定にかかわらず、同条例別表に掲げる給料月額から、100分の50に相当する額を減じた額とする。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、同日において市長として在職している者について適用する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和8年9月30日限り、その効力を失う。

提案理由

市長の職員に対するパワーハラスメント調査の結果を重く受け止め、深い反省と、一連の騒動により市政の混乱を招き、市民へ不信感を抱かせたことに対する責任を明確にするため、市長の給料を減じることを目的とし、所要の条例を制定しようとするものである。